



福島市告示第 22 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和5年1月24日

福島市長 木 幡 浩

- 1 区 域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

## 別紙

編入する字名	編入される区域	
大波字八才子	1	31の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字浜井場	2	15の73から15の75まで、15の101
大波字芽久保	3	15の128、15の135及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
大波字岡谷地	4	1の7、1の8
大波字岡谷地	5	1の1、1の2、1の4から1の6まで、1の10、2の4及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部
大波字高森	6	7の3
大波字芽久保	7	4の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字地切	8	18の2、18の3
大波字笈ヶ森	9	2の6から2の8まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字岡谷地	10	12及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字地切	11	20の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字笈ヶ森	12	31から34まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字新田下	13	9
大波字新田下	14	8の2、8の5、9の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
大波字与五郎	15	8の3
大波字新田	16	8の4
大波字与五郎	17	2の3、2の10、3、4の1から4の7まで、5の14及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

編入される区域	
編入する字名	
大波字台田	大波字笈ヶ森 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">18</span>
大波字台田	大波字相ノ塚 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">19</span>
大波字新田入山	大波字相ノ塚 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">20</span>
大波字美安田	大波字塩ノ平山 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">21</span>
大波字美安田	大波字塩ノ平 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">22</span>

102から105まで、21の7から21の9まで及びこれらの区域に介在する道路である国有地の一部

103、105、402、403、404及びこれらの区域に介在する道路である国有地の一部

106、107、109、404、405及びこれらの区域に介在する道路である国有地の一部

3、601、602、702、703及びこれらの区域に隣接する国有地である道路の一部、水路の全部

16402、16403

# 参考图 (大波地区)

